

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）
（令和2年2月26日付け教政第316号）」の更新について（通知）
（令和2年2月28日11：30時点）

このことについては、当面の対応として、「学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）（令和2年2月26日付け教政第316号）」により対応をいただいているところですが、2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるためにきわめて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることに寄る感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを踏まえ、本県では臨時休業を行うこととし、次のとおり内容を変更いたしました。

各県立学校におかれましては、感染防止の趣旨をご理解いただき、臨時休業を円滑に実施いただきますようお願いいたします。

なお、今後も最新の情報や追加的な留意事項について、随時更新の通知をして参ります。

1 臨時休業の期間について

令和2年3月2日（月）から春季休業の開始日まで

2 児童生徒等・保護者への連絡体制について

今後、新たな情報を迅速かつ正確に周知するため、学校ホームページ上の情報発信及びメールや電話連絡等による連絡体制を整備しておくこと。

3 学校行事等について

学校内外での行事については、中止又は延期とすること。

※卒業式については、4を参照のこと。

※終業式等の実施については、今後の状況を踏まえ改めて連絡する。

4 卒業式について

卒業式を開催する場合は、それが感染拡大の機会とならないよう、次のような防

止対策をとっていただくとともに、開催方式の工夫例についても参考とし、必要最小限とすること。併せて、参加者についても自衛のための備えと無理な参加を控えるよう周知すること。

卒業式後のホームルーム活動についても同様の扱いとする。

＜感染拡大防止の措置＞

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者全員のマスク着用
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

＜開催方式の工夫の例＞

- ・参加人数を抑える（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）
- ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者のスペースを確保する
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒業証書は代表児童生徒のみに授与するなど）
- ・予行等は取りやめ、式典当日のみの実施とする

5 部活動等について

部活動等については、多くの人との接触を減らすことで感染機会を抑制するという観点から、校内外での練習や対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征、大会等への参加を含め活動を中止すること。

6 児童生徒等に対する個別指導について

（１）教育相談について

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、予定どおり配置を行う。児童生徒等、保護者からの相談には、電話での対応を基本とするが、面会を希望する児童生徒等や保護者については、学校や市町村教育委員会で相談を行うことも可能とする。

（２）進路相談等について

児童生徒等の進路に関する相談等については、個々の児童生徒等の事情に応じ学校における個別対応を可能とする。

（３）特別な支援を必要とする児童生徒等について

特別支援学校に在籍する児童生徒等については、やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で児童生徒等の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置を取れない場合は、多くの児童生徒等が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行った上で、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。その際、必要に応じ、スクールバスの運行を可能とする。

7 感染拡大を防止するための対応策について

臨時休業期間中も、感染予防のために極めて重要な手洗い、マスクの着用（咳エチケット）、手指のアルコール消毒、十分な換気等、自らを感染から守るための基本

的な備えができるよう、児童生徒等及び教職員への指導を徹底すること

8 総合寄宿舎等について

総合寄宿舎、高等学校の単独寮及び特別支援学校の寄宿舎においては、原則として、3月1日までに全ての舎生を自宅に帰宅させ、その翌日から臨時休業期間が終わるまで閉寮とすること。

なお、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

9 臨時休業中の生活指導について

臨時休業日中の児童生徒等の生活について、次のことを指導する。

- (1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒等に理解させ、人の集まる場所への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- (2) 生活のリズムを崩さないようにし、計画的に学習に取り組み、家事手伝いを積極的に行う。
- (3) スマートフォンやタブレット端末等によるゲーム、SNSなどの長時間使用や不適切な使用をしない。(ネットいじめ、不適切な投稿、個人情報の無断掲載、ネットで知り合った人との面会などを絶対にしない。)
- (4) 知らない人からの電話や訪問については対応せず、家の人に知らせる。

10 臨時休業中の学習について

臨時休業中の学習については、教科書、ワークブック、問題集、課題等を家庭学習として計画的に行うようにすること。

課題の例としては、①課題プリントの配布、②教科書や参考書、問題集の内容の学習、③新聞等を活用し、記事の内容を要約させ、自分の意見をまとめさせること、④ラジオやテレビの高校講座等が挙げられる。

状況によっては、新学年で旧学年の学習内容について補充学習を行う等、単元や題材の学習内容が全く触れられないことがないように工夫することが望ましい。

別添の「家庭学習の記録(例)」、「学習計画表(例)」や「学習の記録(例)」等を用いて、生徒が計画的に学習に取り組めるように努めること。また、臨時休業中、生徒との連絡を密にし、生徒本人や保護者の不安を取り除くための支援に努めること。

11 臨時休業中の健康管理について

学校は、児童生徒の保護者と緊密に連携し、別添の「健康観察表」を用いて、朝・夜の検温や身体状況など厳重な健康確認を行うこと。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、報告を受けること。

12 学習評価について

中学校における今年度の学習評価等については、現在までの学習状況において行うものとする。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

高等学校における成績処理については、次の例を参考にして成績処理を行うこととし、今回の臨時休業を原因とする生徒の進級・進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。

- (1) 定期考査を実施できない場合等の対応を各学校で定めている場合は、各学校の取り決めに基づいて成績処理を行う。
- (2) 年度末の成績処理については、これまでの評価を総合的に判断し、生徒の不利にならないように評価する。
- (3) 欠席に伴って生じる補講、単位認定、卒業及び進級の認定に関し、家庭学習におけるレポートの活用等を評価することによって認定する等、弾力的に対処する。

1 3 校外実習・単位認定について

各専門学科における校外での実習については、資格取得に関わる場合があるため、個別に相談するものとするが、単位の修得については柔軟に対応するものとし、実習を実施する場合は、感染拡大防止等の万全の対策をとることとする。

1 4 学校施設の開放について

臨時休業中は、原則として学校施設の開放は中止すること

1 5 教職員の勤務等について

- (1) 教職員は、別添の健康観察表を活用し、検温や体調確認を継続的に行うとともに、37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、無理な勤務により感染源となることのないよう、躊躇することなく休暇等を取得すること。
- (2) 臨時休業期間中の勤務は、通常どおりとする。
- (3) 非常勤講師、嘱託職員、舎監等については、次のとおりとする。
 - ① 非常勤講師については、通常予定されている曜日・時間に勤務することを原則とするが、振替も可能とし、予定されていた勤務時間を確保すること。(教材準備、成績処理等に従事)
 - ② 嘱託職員、舎監等については、通常予定されている曜日・時間に勤務することを原則とするが、振替も可能とし、予定されていた勤務時間を確保すること。(施設の維持管理等に従事)
- (4) 休暇等の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ① 新型コロナウイルスに感染した場合
病気休暇または年次有給休暇
 - ② 新型コロナウイルスに感染した疑い(発熱や咳などの風邪の症状)がある場合
病気休暇または年次有給休暇
 - ③ 本人または同居する家族が保健所から濃厚接触者として特定された場合
職務専念義務の免除(職専免が適用されない職員は年次有給休暇)

※非常勤職員については、すべて年次有給休暇で対応する。

※①～③以外の場合等で不明な点については、個別に問い合わせること。

1 6 公立高等学校入学者選抜(一般選抜)について

3月10日(火)及び11日(水)の公立高等学校入学者選抜(一般選抜)は、

3月3日（火）から5日（木）までの志願変更も含めて、予定通り実施する。

検査会場の衛生管理を徹底するため、会場となる全ての高等学校において、3月7日（土）から11日（水）の面接終了までの間、生徒の学校敷地内への立ち入りを禁止し、万全の体制を整えた上で実施する。

また、教職員についても、整備が完了した検査会場への立ち入りを可能な限り控えることとする。

その他、詳細については、別途、教育創生課より各公立高等学校長、中学校長及び特別支援学校長に通知する。

1.7 徳島県立みなと高等学園第2次募集について

3月18日（水）に実施する予定の徳島県立みなと高等学園第2次募集については、予定どおり実施する。詳細は、「令和2年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜要項」及び「令和2年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜実施要領一覧」に示すとおり、入学願書等の受付期間は令和2年3月13日（金）、3月16日（月）の2日間とし、検査期日は令和2年3月18日（水）とする。

なお、選抜結果の通知は令和2年3月21日（土）とする。

1.8 いじめ防止等について

新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別的な扱いが起こらないよう十分配慮すること。

1.9 その他

- （1）児童生徒等、教職員及びその家族等に、新型コロナウイルス感染者が出た場合には、速やかに体育学校安全課（088-621-3171）に報告すること。
- （2）今後、児童生徒等及び教職員において、37.5度以上の発熱が4日以上続くなど、症状の改善がみられない場合は、下記の一般電話相談窓口や帰国者・接触者相談センターに相談するよう伝えること。

<相談窓口>

○一般電話相談窓口（コールセンター・24時間）

0120-109410（フリーダイヤル）

○帰国者・接触者相談センター

徳島保健所	088-602-8907
吉野川保健所	0883-36-9018
阿南保健所	0884-28-9874
美波保健所	0884-74-7373
美馬保健所	0883-52-1016
三好保健所	0883-72-1123

- （3）春季休業中の対応については、今後の状況を踏まえ、後日別途通知する。